

昭和三十五年七月七日提出
質問第一七号

全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年七月七日

提出者 松平忠久

衆議院議長 清瀬一郎殿

全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問主意書

本件に関しては、昭和三十五年五月二十五日付質問第一〇号をもつて質問主意書を提出したのに対し六月三日付答弁第一〇号をもつて回答があつたが、右について更に次の事項を再質問する。

一 永代信用組合が貸出限度額を超過して融資している会社又は過去に融資した会社は興国農機株式会社、鎌倉ハム食品株式会社、一元青果株式会社、横浜電子株式会社等のほかに多数に上るものとうわさされているが、事実貸出限度額を超過して融資している融資先及びその融資額を調査の上回答されたい。

二 永代信用組合理事長山屋八万雄は、これらの融資先の会社の社長、会長、又はその他の重役を十数社にわたつて兼務している由であるが、山屋は現在永代信用組合の融資先のいかなる会社のいかなるポストを兼務しているか、あわせて調査の上回答されたい。

三 全国信用組合連合会の永代信用組合に対する貸出金が貸出限度額を超過して行なわれた事実を政府の昭和三十五年六月三日受領答弁第一〇号の回答は認めているが、右は明らかに一般法並びに金融機関を律する各種の特別法に違反すると思料せられるが、右については昭和三十五年三月十九日付をもつて東京地検に対し改めて告発が行なわれているが、その進ちよく状況を承りたい。

四 答弁第一〇号第三項及び第五項記載の大蔵省並びに東京都の各検査時点における検査結果の回答は質問主意書の求めた検査時点と相違しているので、昭和三十一年八月一日より昭和三十二年八月三十一日までの間における永代信用と全信連間の預金関係並びに貸借関係及び拡充費の受払いを調査の上、永代信用と全信連の間に不符合はないか回答されたい。

右質問する。